Q1 更新申請の案内に臨床調査個人票が入っていない。どうしたらいいですか。

A）臨床調査個人票の用紙は医療機関で準備いただきますので、臨床調査個人票の作成を本人又はご家族から医療機関に依頼してください。

医療機関側から臨床調査個人票の用紙がないと受け付けられない等の事情がある場合は、管轄の保健所へご連絡ください。なお、厚生労働省のホームページからご自身で入手することも可能です。厚生労働省　臨床調査個人票 検索 としてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53881.html（厚労省HP）

Q2 更新手続はいつまでにしたらいいですか。

A） なるべく令和8年6月30日（火）までに申請書を提出いただくようお願いします。受給者証の有効期限である令和8年9月30日（水）までは更新申請として受け付けますが、有効期間内に新たな受給者証のお届けができません。申請からおよそ3か月後の交付となります。また、申請日によっては受給者証の有効期間に空白（医療費助成を受けられない期間）が生じる場合があります。

Q3 更新後の受給者証はいつ頃届きますか。

A） 審査の結果、認定になった場合は8月中旬から順次発送予定です。申請期限までに申請をされた場合でも、申請書類に不備や診断書について主治医へ照会の必要がある場合は、令和8年9月末までに受給者証が届かない場合があります。

Q4 臨床調査個人票の有効期限はありますか。

A） 臨床調査個人票の記載年月日から6か月以内のものが有効です。

Q5 複数の疾病で認定されている場合、臨床調査個人票は１部でいいですか。

A） それぞれの疾病の臨床調査個人票が必要です。

Q6 臨床調査個人票は特定医療費助成の対象ですか。

A） 診断書料は支給対象外です。文書料がかかることが一般的ですので、詳しくは臨床調査個人票を作成する医療機関にご確認ください。

Q7　すでに県外（静岡市及び浜松市を含む。）へ転出しているが、更新案内書類が届いた場合はどうしたらいいですか。

A）３月下旬時点で受給資格のある対象者に案内文を送付しています。すでに県外や政令市へ転出されている場合は、転出先の都道府県又は政令指定都市にて新規申請の手続きをする必要があります。転出先の自治体の特定医療費（指定難病）医療費助成の担当部署にご確認ください。

Q8　家族に指定難病・小児慢性特定疾病の受給者がいます。何か手続きは必要ですか。

A）受給者本人と同じ医療保険に加入している方の中に指定難病又は小児慢性特定疾病受給者がいる場合、自己負担上限月額が軽減される場合があります。 該当する場合は、更新申請書の裏面の1の欄へ記入し、その方の受給者証のコピーを提出してください。

Q9　更新の申請をしているが、受給者証がまだ届かない。審査の進捗状況はどこで確認できますか。

A）審査の進捗状況は、県疾病対策課又は管轄の保健所へお問い合わせください。

Q10 新しく届いた受給者証の自己負担上限額が上がっていた。なぜですか。

A）申請年度の市町村民税所得割額が前年度より増えたり、世帯員の加入する医療保険の変更により階層区分が上がることがあります。住民税に関するご質問はお住まいの市町の税務担当課へお問合わせください。

（例）本人(74 歳)国保、配偶者(75 歳)後期高齢の二人世帯の場合
→支給認定世帯は本人のみとなり、本人の収入で負担上限月額を決定します。

本人(75 歳)後期高齢、配偶者(76 歳)後期高齢の二人世帯の場合
→支給認定世帯は本人と配偶者となり、本人及び配偶者の収入で上限月額を決定します。